

2017年 6月

お客さま各位

株式会社みなと銀行

外国送金に係る内容照会へご協力のお願い

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊行では、海外金融機関の口座を通じてお客さまの外国送金の決済を行っています。

このたび米国OFAC\*規制を含む海外コンプライアンス遵守への取り組みに関しご理解をいただきたくご案内申し上げます。

\*OFAC：米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control）

記

弊行が送金の決済を依頼する海外金融機関は、各国の法規制等に従い、顧客取引につき監査証跡として適切な記録保存が義務付けられています。

マネー・ローンダリング及びその他の違法行為に繋がる可能性が高いと思われる特定の業務活動や取引に関しては、違法行為に利用される可能性がないことが確認できなければ、資金移動が停止され返却されることもあります。

確認が必要なお取引は、必ずしも明示的な違法行為の証拠があるわけではありませんが、違法行為を未然に防ぎ健全性を担保する目的から必要な手続きです。

上記を勘案し、弊行または海外金融機関において確認が必要と認めたお取引については、送金目的、最終受益者、真正依頼人の詳細情報、その他不自然な点を払拭するために必要な情報のご提供をお願いする場合があります。これらの詳細な情報をご提供いただけなかった場合、もしくは情報をご提供いただけても情報が不十分だった場合には、当該通貨で返金される（送金をお取扱いできない）ことがあります。

なお、万一、これら法規制等で必要となる確認のため、お取引の遅延や保留等により損害や損失が生じたとしても、弊行は責任を負えませんのでご了承をお願い申し上げます。

以上